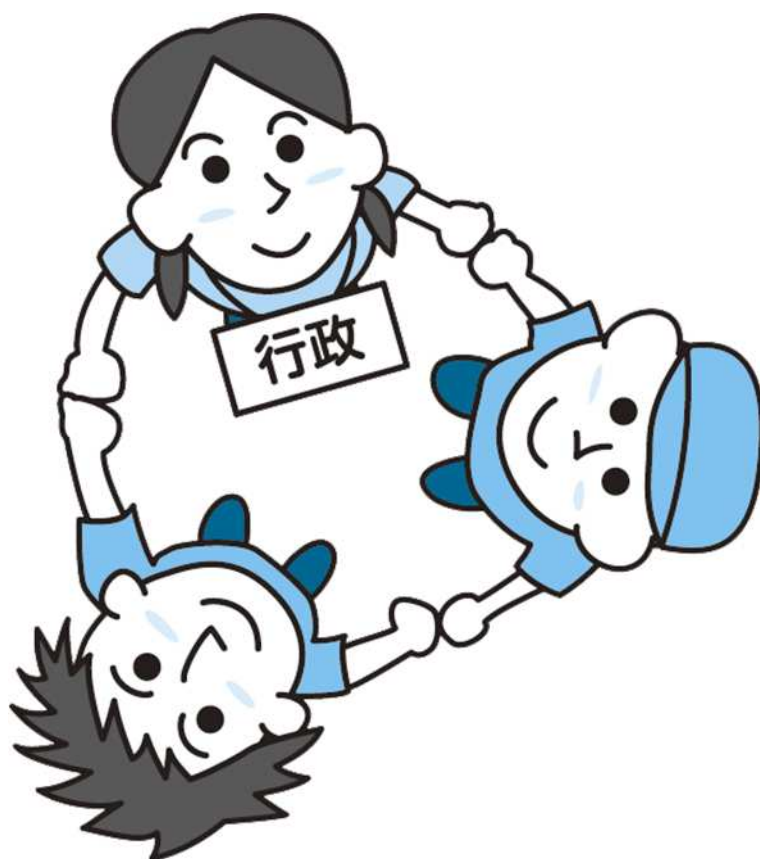


# 富士市市民協働事業提案制度

令和5年度募集要領



富士市

令和5年4月

富士市市民部市民活躍・男女共同参画課

電話：0545-55-2701

〒417-8601

ファクス：0545-55-2864

富士市永田町1丁目100番地

Eメール：[si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp)



いただきへの、はじまり 富士市

## 目次

---

市民協働事業提案制度について .....	1
提案募集区分 .....	1
応募資格 .....	1
募集スケジュール .....	2
協働の形態・事業期間 .....	2
応募方法（市民提案型） .....	3
応募方法（行政提案型） .....	5
事業費の積算基準 .....	7
評価方法 .....	8
評価基準 .....	8
採否の通知 .....	10
事業の実施 .....	10
中間報告・継続審査 .....	10
完了報告 .....	10
事業の評価 .....	10
情報の公開・個人情報の取扱い .....	11
令和4年度市民協働事業提案制度実績 .....	11
令和3年度市民協働事業提案制度実績 .....	11
令和2年度市民協働事業提案制度実績 .....	11
市民協働事業提案制度 全体スケジュール .....	12

## 市民協働事業提案制度について

---

市民協働事業提案制度は、市が公開した事業の実施に関して課題を抱えている事業や地域が抱える公共的な課題などに対して、市民活動団体や民間事業者などによる組織の専門性や柔軟性を生かした提案をいただき、提案された事業を実施することにより市民サービスの向上を図ることを目的としています。

## 提案募集区分

---

### 1. 市民提案型

公共的な課題の解決を目指す事業、又は市が単独で実施している事業を市民活動団体や民間事業者などが実施することでより良い成果を期待できる提案を募集します。

### 2. 行政提案型

市が単独で実施している事業やこれから実施しようとしている事業で、市民活動団体や民間事業者などが実施することでよりよい成果を得られると思われる事業について市が課題を提示し、その課題に対する具体的な事業の提案を募集します。

提案対象となる課題がある場合には、6月上旬に市ウェブサイトなどで公開の予定です。

## 応募資格

---

- ・市内に拠点を持つ構成員5人以上の団体であること（企業を含む）。
- ・団体の定款や規約、会則等の定めがあること。
- ・団体の設立後1年以上であること。
- ・団体で提案事業に関連する活動を1年以上行っていること。
- ・団体は主に富士市で活動し、富士市民の公益に寄与する活動を行うこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 募集スケジュール

---

### 1. 募集要領の公開

令和5年4月～

### 2. 提案募集期間

令和5年8月25日（金）まで

※応募する場合には、次ページ以降の応募方法を参照してください。

※課題事項の設定や提案事業の内容等について、事業計画書等の資料をご用意の上、予め市民活躍・男女共同参画課へご説明をお願いします。ご希望の場合には事業担当課へお繋ぎします。

※市民活躍・男女共同参画課へのご説明の後、提出書類の提出期限1か月前までに事業担当課と必ず事前協議を行ってください。

※提案内容が確定しているものを提出してください。

※日程や開催内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 協働の形態・事業期間

---

- ・事業は、委託契約により実施します。
- ・事業（委託）期間は、最長3年間です。1年を超過する事業期間を要する事業については、提案時に協働事業収支予算書（第4号様式）を複数年度分作成してください。
- ※ただし、事業の継続を担保するものではありません。

## 応募方法（市民提案型）

### 1. 課題等に関する照会

市が実施している事務事業について参照の上、協働先の事業担当課を確認してください。

なお、市が実施している業務については、市ウェブサイトにて公開している「事務事業一覧」をご確認ください。

※市ウェブサイトトップページ > まちづくり > 市民協働事業提案制度 > 事務事業公開の概要

「事務事業公開の概要」 ➡



公開されている事務事業の詳細を知りたい場合は、各事業担当課へお問い合わせください。

また、提案事業を考えるにあたり統計データ等が必要な場合には、関係する課へお問い合わせください。

### 2. 事前相談

課題事項の設定や提案事業の内容等について、事業計画書等の資料をご用意の上、予め市民活躍・男女共同参画課へご説明をお願いします。

ご希望の場合には事業担当課へお繋ぎします。

### 3. 事業担当課との事前協議

提案の有効性及び事業実施の確実性を高めるため、提案にあたっては、事業担当課と事前に協議を行っていただきます。

事前協議の日程調整は市民活躍・男女共同参画課で行いますので、市役所へお越しいただいた際の協議を行う場合は、協働事業事前協議申込書（第1号様式）を市民活躍・男女共同参画課へ提出の上、希望日時をお伝えください。

※提案に当たっては事業担当課との事前協議が必須となります。課題事項の設定、提案事業の内容などについて、提出書類の提出期限1か月前までに必ず事前協議を行ってください。

※提出期限までに提案内容を完成させてください。

4. 提出書類

- ・ 協働事業提案書（第2号様式）
  - ・ 協働事業提案団体調書（第3号様式）
  - ・ 協働事業収支予算書（第4号様式）
- ※1年を超過する事業期間を要する事業については、複数年度分作成してください。
- ・ 定款、規則、会則等
  - ・ 名簿
  - ・ 直近の事業年度の予算及び決算関係書類
  - ・ （法人の場合）事業報告書

5. 提出期限

令和5年8月25日（金） 午後5時15分

6. 提出先

〒417-8601  
富士市永田町1丁目100番地  
富士市役所市民活躍・男女共同参画課市民協働担当

※市役所へお越しただいで提出される場合には、市役所3階北側へお越しください。

## 応募方法（行政提案型）

### 1. 課題等に関する照会

行政提案型課題（6月上旬公開予定）を参照してください。

※市ウェブサイトトップページ > まちづくり > 市民協働事業提案制度 > 令和5年度募集 富士市市民協働事業提案制度

公開されている行政提案型課題の詳細を知りたい場合は、各事業担当課へお問い合わせください。

また、提案事業を考えるにあたり統計データ等が必要な場合には、関係する課へお問い合わせください。

### 2. 事前相談

課題事項の設定や提案事業の内容等について、事業計画書等の資料をご用意の上、予め市民活躍・男女共同参画課へご説明をお願いします。

ご希望の場合には事業担当課へお繋ぎします。

### 3. 事業担当課との事前協議

提案の有効性及び事業実施の確実性を高めるため、提案にあたっては、事業担当課と事前に協議を行っていただきます。

事前協議の日程調整は市民活躍・男女共同参画課で行いますので、市役所へお越しいただいた際の協議を行う場合は、協働事業事前協議申込書（第1号様式）を市民活躍・男女共同参画課へ提出の上、希望日時をお伝えください。

※提案に当たっては事業担当課との事前協議が必須となります。課題事項の設定、提案事業の内容などについて、提出書類の提出期限1か月前までに必ず事前協議を行ってください。

※提出期限までに提案内容を完成させてください。

### 4. 提出書類

- ・協働事業提案書（第2号様式）
- ・協働事業提案団体調書（第3号様式）
- ・協働事業収支予算書（第4号様式）

※1年を超過する事業期間を要する事業については、複数年度分作成してください。

- ・定款、規則、会則等
- ・名簿
- ・直近の事業年度の予算及び決算関係書類
- ・（法人の場合）事業報告書

5. 提出期限

令和5年8月25日（金） 午後5時15分

6. 提出先

〒417-8601  
富士市永田町1丁目100番地  
富士市役所市民活躍・男女共同参画課市民協働担当

※市役所へお越しただいで提出される場合には、市役所3階北側へお越しください。



## 事業費の積算基準

提案書を作成する際には、以下の人件費やその他経費を参考に過不足のないように積算し、収支予算書を作成してください。

### 人件費について

人件費の時給単価は、次表のとおりです。

担当業務	業務例	時給単価
一般事務的な業務	業務の実施、受付、庶務、資料作成	950 円
企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	業務の企画・運営、業務の進捗管理	1,100 円
高度な意志決定を行う業務	業務方針の決定、業務戦略の策定、組織運営の監督	1,500 円

### その他経費について

事業費の積算に認められるその他経費は次表のとおりです。

費目	費目例
報償費	講師等謝礼
旅費	燃料費、バス代、電車代
通信運搬費	電話料、切手代、はがき代等
印刷製本費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等（インク、用紙代等を含む）
需用費	事務用品、活動材料費等
使用料・賃借料	会場使用料、機器リース料、バス借上料
役務費	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等
委託料	会場設営費、警備費等
一般管理費	事業実施のために間接的に必要となる経費 （人件費を含む直接経費）×10%以下
その他	上記以外の経費で特に必要がある場合には、担当課との協議の上で計上してください。

## 評価方法

市民協働推進審議会が、評価基準に基づき提案の評価を行います。

審議会には第三者の委員で構成します。評価にあたっては、提案者と事業担当課に対するヒアリングを実施します。

ヒアリングは、1事業あたり40分程度とし、提案者には10分程度で概略を説明していただきます。実施は9月中旬までの夜間を予定しています。提案者には、詳しい日程を別途ご案内します。

※日程や開催内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 評価基準

評価項目	評価の視点
創造性・独創性	提案に提案者独自のアイデア、工夫が盛り込まれているか。 ・これまで行政が行っていなかった事業、あるいは行政とは異なる手法で行う事業であり、事業内容に工夫がある。 ・多くの市民に共感を得られる。 ・市の施策や事業に沿っている。 ・本制度においてその目的や事業の目標等は過去の提案と同一であっても、その手法は同一のものではない。
明確性	事業目的や協働することで得られる効果、目標、役割分担などは明確か。 ・事業の目的や協働のメリット、事業内容が明確である。 ・事業の目標が具体的である。 ・提案者が行うことや果たす役割が明確である。 ・事業内容が市と協働するものとして適切である。
協働の効果	協働することにより、公共的な課題解決あるいは市民サービスの向上が期待できるか。また、相乗効果・波及効果が期待できるか。 ・社会情勢等に照らし、必要性が高い。 ・市民に効果が波及するものである。 ・市民生活の利便性が向上する。 ・市の活性化への貢献が期待できる。 ・特定の個人や団体に利益を供するものではない。
経費の妥当性	予算の収支、積算は妥当か。 ・会計処理を適切に行うことができる。 ・事業収支が適切である。

実現性	<p>事業内容、スケジュールなどは、実現性の高い内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者は、確実に事業を実施できる体制及び能力を有している。</li> <li>・事業の実施により、具体的な成果が期待できる。</li> <li>・設定した目標は達成し得るものである。</li> <li>・時勢を考慮したスケジュールとなっている。</li> <li>・事業の実施に当たり、事業内容が確定している。</li> </ul>
-----	---

基準	点数
高く評価できる	5点
評価できる	4点
普通	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

## 採否の通知

---

提案の事業化については、審議会での評価結果を踏まえ、市が協働事業採択（不採択）決定通知書（第5号様式）により内示し、市議会2月定例会での予算案の議決をもって正式に決定となります。採否の通知については、2月下旬から3月上旬頃に発送予定です。

## 事業の実施

---

担当課及び提案者の間で、事業内容や役割分担、責任割合などを定める委託契約書・協定書を締結後、令和6年4月1日以降に事業を実施していただきます。

なお、契約にあたっては、地方自治法や関係法令に基づいて行います。

### 契約保証金の設定について

事業の契約にあたっては、富士市契約規則第27条に基づき、契約保証金を納付しなければならない場合があります。

## 中間報告・継続審査

---

事業開始後に受託者は、事業開始6か月経過後1か月以内に協働事業中間報告書（第6号様式）を担当課へ提出しなければなりません。

1年を超過する事業期間を要する事業については、原則事業開始6か月を目安に市は、継続審査を行い、次年度以降の委託の可否を決定し、受託者へ協働事業継続可否通知書（第7号様式）により通知します。

※ ただし、事業の継続は市議会2月定例会での予算案の議決をもって正式に決定となります。

## 完了報告

---

受託者は、各年度事業終了後1か月以内に協働事業完了報告書（第8号様式）、協働事業収支決算書（第9号様式）、事業の写真等の資料を添えて、担当課へ提出しなければなりません。

## 事業の評価

---

事業の成果について、市と受託者がそれぞれの立場で事業について自己評価（第10号様式）を行い、自己評価の結果をもとに市と受託者同席の上で相互に評価（第11号様式）を行います。

## 情報の公開・個人情報の取扱い

---

- 提出された書類、採否の結果、事業の相互の評価結果は、原則として情報公開の対象とし、市ウェブサイトにおいて公表します。
- 協働事業実施における個人情報の取り扱いについては適正を期してください。

## 令和4年度市民協働事業提案制度実績

---

- 市民提案型：応募0件
- 行政提案型：公開課題2件（応募0件）
  - ①若者のまちづくり参画について（事業担当課：シティプロモーション課）
  - ②プロムナードゾーンのにぎわいづくり（事業担当課：産業政策課）

## 令和3年度市民協働事業提案制度実績

---

- 市民提案型：応募1件
- 採択：0件

## 令和2年度市民協働事業提案制度実績

---

- 市民提案型：応募2件
- 採択：2件
  - ①人と動物（犬猫）の共生社会実現のための市民参画促進事業  
事業担当課：環境総務課  
団体名：一般社団法人まちの遊民社  
事業年度：令和3年度
  - ②スイス・ラトビア ホストタウン市民交流推進事業  
事業担当課：多文化・男女共同参画課 国際交流室  
団体名：富士市国際教育ネットワーク  
事業年度：令和3年度

## 市民協働事業提案制度 全体スケジュール

